

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は高い企業倫理のもと、意思決定や執行における適法性、妥当性を確保することの重要性を認識し、事業の持続的発展を図ることを基本としております。

この方針のもと経営判断を迅速かつ機動的に実行し、事業拡大と企業競争力の強化、グループ全体の企業価値の向上を図り、ステークホルダーの期待に応えていきたいと考えております。

なお、当社は、事業規模等より判断して監査役会設置会社形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネカ	829,212	6.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	705,100	5.61
日本生命保険相互会社	628,700	5.01
住友電気工業株式会社	550,000	4.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	517,700	4.12
株式会社南都銀行	480,000	3.82
オーナンバ取引先持株会	461,300	3.67
日本モレックス合同会社	450,000	3.58
小野哲夫	397,074	3.16
株式会社三井住友銀行	391,000	3.11

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大和証券投資信託委託株式会社から平成26年12月19日付けで大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成26年12月15日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けました。

氏名又は名称:大和証券投資信託委託株式会社

住所:東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

所有株式数(株):741,000

発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)5.90

なお、直前事業年度末日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では、考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷口 達吉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口 達吉	○	——	谷口達吉氏は、新淀屋橋法律事務所を設立され、その豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の経営に活かしていただくため、平成27年3月27日開催の当社定時株主総会において社外取締役に選任いたしました。同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査状況等を監査役会に報告しており、四半期決算レビュー及び期末決算監査報告等、必要に応じて監査役会と相互に情報交換をしております。

内部監査部門として監査室を設置し、年度監査計画に基づき、各部門・グループ会社に定期的に監査を行い、監査結果を代表取締役役に報告するとともに、各部門・グループ会社に改善指示を行っております。この監査報告は、都度、監査役に報告され、監査役と監査室とが意見交換を行うなど連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 武	税理士													
森澤武雄	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 武	○	――	山本 武氏は、大阪国税局における長年に渡る勤務を経て山本武税理士事務所を設立され、その豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の監査に反映していただくため、平成27年3月27日開催の当社定時株主総会において社外監査役に選任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
森澤武雄	○	――	森澤武雄氏は、協和総合法律事務所における勤務を経て森澤武雄法律事務所を設立され、その豊富な経験や実績・見識及び知見を、当社の監査役体制の強化に活かしていただくため、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において補欠監査役に選任いたしました が、平成27年4月23日付けで社外監査役宇那木三之氏が退任したことに伴い、社外監査役に就任いたしました。 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.(3)の2に規定する事前相談を要する要件

		のいずれにも該当しないことにより、独立性を有すると判断いたしました。
--	--	------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

・独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、インセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は、以下の方針により決定しております。固定報酬は、役員の役位・担当執行業務の内容に応じて一定額を決定し、また、役員賞与は、会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定した上で、担当業務に対する業績を評価して各人別の額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の内容は以下のとおりであります。(平成26年12月期)

	人数	報酬等の総額
取締役	8名	107百万円
監査役	4名	19百万円
合計	12名	126百万円

(注1) 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は4名、11百万円であります。

(注2) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

(注3) 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額20百万円(取締役18百万円、監査役2百万円、うち社外役員1百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額の決定に関する方針について、特段に定めた規程等の文書はありません。しかしながら、役員の人事の公平性を基準に、同業種、同規模企業群の水準及び経営環境等を勘案して決めております。各取締役の固定報酬については、役員の役位・担当執行業務の内容に応じて一定額を決定し、また、役員賞与の額については、会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定した上で、担当職務に対する業績を評価して各人別の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制

社外取締役に対して、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、毎回取締役会開催前に説明等を行っております。

社外監査役へのサポート体制

社外監査役は毎月の定例取締役会及び重要会議に出席しております。また、社外監査役に対し、監査室による内部監査実施報告、適時会議事録などによる情報伝達に努めております。更に、監査役会で各監査役が報告を行い、監査役間の情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、環境変化に素早く対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役及び執行役員で構成される経営会議を設け、原則として隔週開催し課題を審議、担当業務に応じて取締役の権限と責任を明確にすることにより、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図っております。

内部監査は監査室が担当し、年間計画に基づき各部署及びグループ会社の監査を行い、その結果は代表取締役へ報告するとともに監査役会に報告しております。

また、会計監査については、当社と監査契約を締結しているあらた監査法人が監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は西川浩司氏、河瀬博幸氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他14名であります。会計監査人は、監査状況を監査役会に報告しており、必要に応じて監査役会と相互に情報交換しております。

監査役会につきましては、取締役の職務遂行についてより厳正なる監査を行うため、監査役3名のうち2名が社外監査役かつ独立役員であります。また、監査役2名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見を寄せ、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月27日開催の第84回定時株主総会招集通知につきましては、法定期日(平成27年3月12日)の5営業日前である平成27年3月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、一般的にいわれる集中日に株主総会を設定することはありません。
その他	株主総会開催時には可能な限りビジュアル化を図り、事業内容及び業績の概況について総会出席者のご理解を得られるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・証券アナリストを対象に年2回実施し、決算(期末及び第2四半期)、経営の現状などを報告しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。URLは http://www.onamba.co.jp/ であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、「経営企画室」を設置しております。なお、IR担当役員及びIR事務連絡責任者は取締役管理統括部長武田 豊であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは企業の社会的責任を意識し、「企業行動規範」に「環境重視」を掲げており、その一環として環境マネジメントシステム規格であるISO14001を取得、「限りなく美しい地球を未来につなぐ」をスローガンに、環境に配慮した経営を行っております。また、環境保全に貢献する製品として、太陽光発電関連製品及びエコ電線(ハロゲンフリー絶縁電線等)を販売しております。
その他	投資家の皆様に投資しやすい水準とすべく、平成18年8月1日より1単元の株式の数を1,000株より100株に変更いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次の通りであります。

1. 基本的な考え方

当社は企業倫理の重要性を踏まえ、経営判断を迅速かつ機動的に実行するとともに、健全性と透明性を高めるための体制を整え、グループ全体の事業拡大と企業競争力の強化を図ることにより持続的な成長を目指します。

2. 体制整備の方針

(1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行います。

環境変化にすばやく対応できる体制を確立するため、代表者を含む取締役、常勤監査役及び執行役員から構成される経営会議を設置し、経営会議規程に基づきグループ全体の重要課題を審議、意思決定を行います。また、中期経営計画策定・予算管理制度を設け、採算管理の徹底と連結業績管理を行い、各部門責任者より経営目標の進捗状況について定期的に報告させ、経営会議にて必要な意思決定を行います。

取締役及び使用人の職務が効率的かつ適正に行われるように、組織及び職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程を定め、業務を遂行いたします。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保する体制

コンプライアンス全体を統括するため、社長を委員長とし各取締役、執行役員等を委員としたコンプライアンス委員会を設置しております。「企業行動規範」に基づき、グループにおける法令遵守の教育と監査室による監視＝監査を行います。

更に相談・通報窓口を設け、役員及び使用人はコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは通報しなければならないことといたします。

当社は「企業行動規範」に基づき、反社会的勢力、団体に対し毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠であると認識し行動いたします。反社会的な勢力からの接触に対して毅然たる態度で断固排除すること、反社会的勢力につけ入る隙を与えないよう、「金は出さない」「利用しない」「恐れない」の基本原則を役員及び使用人に徹底いたします。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であると認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築いたします。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は設けておりません。

監査役は内部監査結果等の報告の受理など、監査室との協力と連携の下で、監査役の「法令に定める職務」を遂行いたします。

(5) 取締役及び各部門長の報告義務及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の重要な事項は取締役会及び監査役会に報告いたします。

・当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要な決定事項(重要な会計方針・基準の変更、業績の見通し、重要な投資案件の決定、重大なリスクの発生等)

・当社及びグループ全体に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その内容

また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに稟議書、その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人に説明を求めます。

(6) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を定め、グループ各社よりの報告事項などを定めるとともに、グループ各社毎に所管する総括責任者を定め、経営状況の把握、経営指導を行います。

一方、監査室は年度監査計画に基づき、各部門及び各子会社に定期的に監査を行い、法令遵守の状況、リスク管理状況及び業務の効率性について監査結果を代表取締役へ報告するとともに、各部門・各社に勧告し、改善を求めます。

また、監査役会にも報告し、情報の共有化を進め連携を行います。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を与えるおそれがある緊急事態が発生したときの通報体制など適切な管理体制の構築について経営危機管理規程に基づいた運用を行います。

グループにおける防災対策、生産設備の安全対策等安全に関し、各拠点で自主的な総点検を定期的に実施いたします。

また、グループにおける業務に係るリスクについては、監査室による監査を行います。

リスク内容とそれがもたらす損失の程度等につき、代表取締役、監査役に報告するとともに、各担当部署に通知、改善させる仕組みといたします。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要文書の取扱は、別途定める社内規程の規定に基づいて保存期限を個別に定め、保存いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は次の通りであります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「企業行動規範」に基づき、反社会的勢力、団体に対し毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠であると考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力からの不当要求を受けた場合、総務部門が窓口となり所轄警察署、顧問弁護士等外部専門機関と連携し、対応を行います。

(2) 当社は企業防衛懇談会に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集と対策の検討を行っています。

(3) 反社会的な勢力からの接触に対して毅然たる態度で断固排除すること、反社会的勢力につけ入る隙を与えないよう、「金は出さない」「利用しない」「恐れない」の基本原則を役員及び使用人に徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法等の関連法令、上場金融商品取引所の定める適時開示規則等に従い、適時適切に情報を開示する社内体制を整えております。また、当社グループの「企業行動規範」にて、「6. 企業情報の適時適切な開示・管理」として「企業経営全般にわたり、必要な企業情報の適時適切な開示を行う」と定め、遵守に努めております。

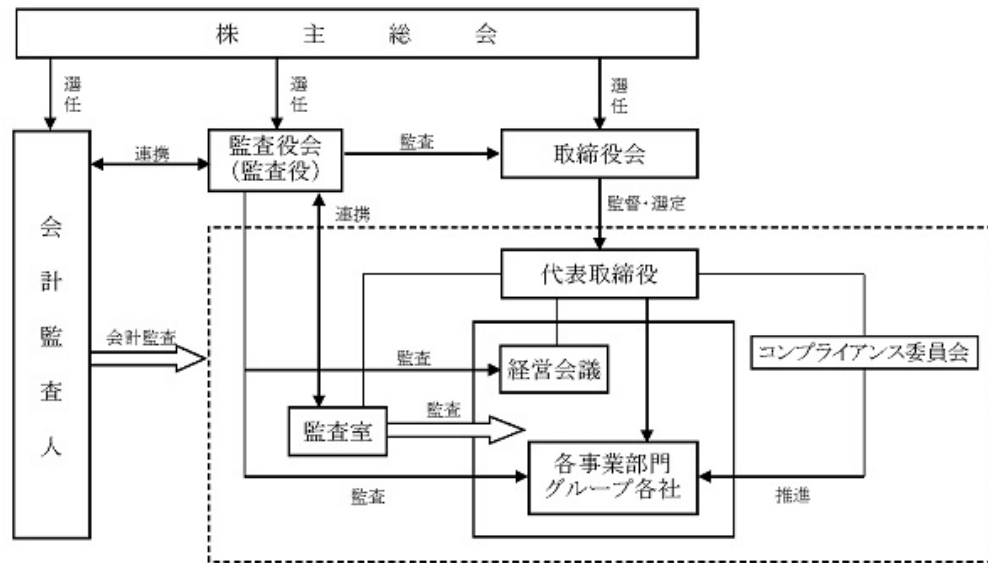
当社及びグループ各社は、金融商品取引法の定めに基づき、「財務報告の信頼性を確保するための内部統制基本方針及び計画」を定め、適正な財務報告が当社の株主、投資家、その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築しております。

当社及び子会社の重要な決定事実に関する情報や決算に関する情報については、月1回の定例取締役会や隔週の経営会議にて、また重要な発生事実に関する情報についてはその発生を緊急連絡網等にて入手した時点で、迅速に適時開示を行うこととしております。

情報開示の手続きについては、適時開示情報伝達システム(TDnet)で登録して公開し、上場金融商品取引所内の記者クラブで報道機関等へ当該資料の配布を行っております。また、当社ホームページにて、決算情報及びその他の適時開示資料、電子公告を掲載しております。

適時開示に係る社内体制は別紙に記載の通りであります。

コーポレート・ガバナンスの模式図



適時開示体制の概要(模式図)

